

● 經濟成長戰略大綱

●
平成 18 年 7 月 6 日
財政・經濟一體改革會議

目次

基本的考え方	・・・ 1
第1 国際競争力の強化	・・・ 4
1. 我が国の国際競争力の強化	・・・ 4
(1) 科学技術によるイノベーションを生み出す仕組みの強化	・・・ 4
(2) 産学官連携による世界をリードする新産業群の創出	・・・ 5
(3) 高度な部品・材料産業やモノ作り中小企業の強化	・・・ 5
(4) 産業競争力を支える国際物流競争力の強化	・・・ 5
(5) 農林水産業の国際競争力強化	・・・ 6
(6) 観光立国の実現と交流人口の拡大	・・・ 7
(7) 医薬品・医療機器産業の国際競争力の強化	・・・ 8
(8) 内需依存型産業・製品の国際展開支援	・・・ 8
(9) 環境と経済の両立を実現する産業育成・事業展開の加速化	・・・ 8
(10) 優れた投資環境づくりによる対日直接投資の倍増	・・・ 9
2. アジア等海外のダイナミズムの取り込み	・・・ 9
(1) 日本のイニシアチブによる東アジア経済統合の推進	・・・ 9
(2) アジア等との協働を促進し、グローバル化に対応する制度の整備	・・・ 11
(3) グローバル化に対応する多文化共生社会の構築	・・・ 12
3. 資源・エネルギー政策の戦略的展開	・・・ 12
(1) 世界最先端のエネルギー需給構造の実現	・・・ 12
(2) 資源外交、環境・エネルギー協力等の総合的な強化	・・・ 14
(3) エネルギーの供給途絶に備えた緊急時対応の充実	・・・ 15
(4) エネルギー技術戦略の策定、強いエネルギー産業の実現	・・・ 15
第2 生産性の向上（ITとサービス産業の革新）	・・・ 16
1. ITによる生産性向上と市場創出	・・・ 16
(1) IT革新による競争力強化	・・・ 16
(2) ITを活用した中小企業の経営力の向上	・・・ 16
(3) ITの創造的活用とコンテンツ市場の拡大	・・・ 16
(4) IT革新を支える産業・基盤の強化	・・・ 17
2. サービス産業の革新	・・・ 17
(1) 「サービス産業生産性向上運動」の創設	・・・ 17
(2) 今後発展が期待されるサービス分野への政策の重点化	・・・ 18
(3) サービス統計の抜本的拡充	・・・ 19
3. 世界最先端の通信・放送に係るインフラ・サービスの実現	・・・ 19
第3 地域・中小企業の活性化（地域活性化戦略）	・・・ 20
1. 地域経営の活性化	・・・ 20
(1) 地域資源を活用した地域産業の発展	・・・ 20
(2) 地域の自立や競争力強化と戦略的な基盤づくり	・・・ 20
(3) 地域のひとづくり・雇用の創出	・・・ 21
(4) 自ら考え行動する農山漁村の活性化等	・・・ 21
(5) 公的サービスのコスト低減・質的向上	・・・ 21
(6) 地域の技術開発と産学官連携等	・・・ 22

(7) 広域連携による地域活性化	・・・22
(8) 新しい政策目標の設定 - 「就業達成度」	・・・22
2. <u>中小企業の活性化</u>	・・・22
(1) 「地域資源活用企業化プログラム」の創設	・・・22
(2) モノ作り中小企業の競争力強化	・・・23
(3) 地域コミュニティを支える中小小売商業の展開や小規模・零細企業の振興	・・・23
(4) 中小企業の再生・再起業の推進や女性・高齢者をいかした地域中小企業の事業展開の支援	・・・24
(5) 地域活性化のための新たな金融手法や主体の活用	・・・24
3. <u>都市再生・中心市街地活性化</u>	・・・24
(1) 都市再生の推進	・・・24
(2) 密集市街地の緊急整備	・・・24
(3) 中心市街地の活性化	・・・25
第4 改革の断行による新たな需要の創出	・・・26
(1) イノベーションの加速による需要の創出	・・・26
(2) 民間の創意工夫を活用した公共サービスの改革（官製市場改革）	・・・26
(3) 地域の創意工夫を促す構造改革	・・・26
(4) 市民や民間が参画し、主役となる公的サービスの提供促進	・・・27
第5 生産性向上型の5つの制度インフラ	・・・28
1. <u>ヒト：「人財立国」の実現</u>	・・・28
(1) 一人ひとりが能力を最大限発揮できる社会の構築	・・・28
(2) 産学連携による人材育成の強化	・・・29
(3) 人材の国際競争力の強化	・・・30
2. <u>モノ：生産手段・インフラの革新</u>	・・・30
(1) 生産手段の新陳代謝の加速	・・・30
(2) アジア地域の経済一体化、企業の国際競争力を重視した物流インフラの重点的・戦略的な整備	・・・31
3. <u>カネ：金融の革新</u>	・・・31
(1) 金融イノベーションの実現	・・・31
(2) 利用者の視点に立った金融の活性化	・・・32
(3) 我が国がアジアの資金循環の中核となるための取組の強化	・・・33
(4) 高度金融人材の育成強化	・・・33
4. <u>ワザ：技術革新</u>	・・・34
(1) 融合・協働によるイノベーションの促進	・・・34
(2) 迅速かつグローバルな権利取得の促進と知的財産保護の強化	・・・34
(3) イノベーションを加速化する戦略的な標準化	・・・34
5. <u>チエ：経営力の革新</u>	・・・35
(1) 強みとなる経営資源を最大限活用する経営（知的資産経営）による企業価値向上の実現	・・・35
(2) 公正なM&Aルールなど組織再編等の制度基盤づくり	・・・35

(別表) 経済成長戦略大綱 工程表

基本的考え方

1. 「豊かで強く魅力ある日本経済」の実現

我が国は世界に類を見ないスピードで少子・高齢化が進み、人口減少が現実のものとなった。人口減少は、供給サイドでの経済成長の制約要因となると同時に、需要サイドにも深刻な影響を及ぼすおそれ大きい。

また、グローバル経済化の中で台頭するアジア諸国等との競争が激化している。さらに、巨額の財政赤字、資源・エネルギーの供給確保、環境制約などの課題も抱えている。

こうした課題は、中長期的に成長の制約要因となるものであるが、克服不可能なものとする必要はない。むしろこうした制約要因を、逆に成長の機会ととらえていかしていくことが重要である。

1960年代の終わりに、我が国は「世界第2位の経済大国」となり、以来40年間、この言葉は日本経済の代名詞であった。経済成長が国民生活の向上をもたらし、経済力は国際政治や外交の力の源泉となった。

将来、この世界第2位の経済大国の地位を失うことになっても、構造改革を引き続き断行することによって、規模ではなく、「豊かで強く魅力ある日本経済」を実現し、改革の先に「日本の明るい未来」があることを国民に示す。

構造改革による景気回復が実現し、日本経済の潮目に変化が見られる今こそ、新しい発想に基づく経済成長戦略を強力に推進する絶好の時である。

安全・安心な社会、誰でも再チャレンジできる社会の構築、地域の活性化、平和で安定した国際関係など我が国が直面する諸課題に取り組んでいくためにも、その基礎として、「持続的かつ安定した経済成長」が重要であり、その実現のために政策努力を総動員しなければならない。

2. 人口減少を克服する新しい成長

人口減少の下でも持続的、安定的に民間需要主導で成長する「日本型経済成長モデル」は、「生産性向上」、「技術革新」、「アジア等海外のダイナミズム」という3つを梃子（てこ）とすれば実現が可能となる。

「生産性向上」については、特に、日本経済の約7割を占めていながら、製造業と比較しても、また国際的にみても、生産性が低いサービス産業の生産性向上を推進する。

「技術革新」については、科学技術の振興によるイノベーションの創出とIT革新を生産性向上と経済の拡大に結びつけるとともに、省人化やITの高度活用により、労働生産性を高める。

「アジア等海外のダイナミズム」については、アジア諸国との分業を通じて、我が国産業の高付加価値化、産業構造全般の高度化を図る。

加えて、「労働力と人材の質の向上」を図るため、若年者の就職支援、仕事と生活のバランスの取れた働き方の推進、元気で活力のある団塊世代が働き続けられる雇用機会の確保などにより、若者、女性、高齢者が意欲を持って能力を発揮できる社会を実現し、労働力人口の減少という制約要因を打破する。

「人は国の財（たから）」と言われるが、人材を「人財」と捉え直し、人々が様々な価値を生み出す創造的な仕事につき、生きがいを感じながら、自己実現を図っていく「人財立国」を実現する。

このようにして、「日本型経済成長モデル」を実現することで、今後同様の困難に直面することとなる諸外国にとって良き先例となることを目指す。

「日本型経済成長モデル」の実現に向けて、「グローバル戦略」（平成18年5月18日）、「新経済成長戦略」（平成18年6月9日）を始めとする成長力に寄与する政策を「経済成長戦略大綱」として統合し、政府及び与党が一体となって取り組むこととする。

今後10年間で、年率2.2%以上の実質経済成長を視野に、本大綱の政策を実行する^(注1~3)。

(注1) 経済産業省によると、主な政策分野別には、以下のような成長率引き上げ効果が見込まれる。

- ・技術革新を通じた競争力強化、生産性向上等により0.2%程度以上
- ・IT革新を通じた経営力強化、コンテンツ市場拡大等により0.4%程度以上
- ・サービス産業の革新を通じた生産性向上、重点サービス市場拡大等により0.4%程度以上
- ・若者・女性・高齢者の労働参加率上昇、人材の質の向上等により0.4%程度以上

いずれも本大綱の政策による直接的な潜在成長率引き上げ効果である。政策相互間には重複があること、間接的な成長率引き上げ効果があること等に留意する必要がある。

(注2) 「2.2%以上の実質経済成長」は、本大綱の政策効果が最大限発揮された場合に、視野に入ることが期待される中長期的な潜在成長力である。

(注3) 経済産業省によると、GNI（国民総所得）ベースでは年率2.4%、同一人当たり2.5%（2015年度の一人当たり実質GNI 3割増）以上が視野に入ることが期待される。

3. 実現の枠組み

経済と財政の一体的な改革を進めるに当たって、「経済成長戦略」を歳出・歳入一体改革と並ぶ車の両輪として、政府・与党の最優先課題と位置付ける。

人口減少が本格化する2015年度までの10年間に取り組むべき施策を、短期・中期・長期に分けた「工程表」に基づき、スピードを重視し戦略的に実行する。各施策の進捗状況については、毎年度、PDCAサイクルによりその進捗状況を点検し、骨太プロセスの中で個々の施策に対応する定量的な目標などに基づきローリングして改定する。

第1. 国際競争力の強化

ダイナミックに成長するアジア及びBRICsの市場や供給力という機会と、資源・エネルギー制約及び環境制約というリスクの双方に早急に対応する。

機会をとらえるためには、アジアの発展に貢献し、アジアとともに成長するといった視点が重要である。国内では、我が国の強みである生産性の高い製造現場等を強化しつつ、世界最高のイノベーションセンターとして国際競争力のある新商品やサービスを次々と生み出し、新しい価値を世界に発信する。アジア等との関係では、効率的な協働を実現するための制度インフラの整備等を加速する。

リスクを軽減し、中長期的な発展基盤を確立する観点から、エネルギー安全保障を核とした「新・国家エネルギー戦略」（平成18年5月）等を踏まえ、資源・エネルギー政策の戦略的展開を図る。

1. 我が国の国際競争力の強化

(1) 科学技術によるイノベーションを生み出す仕組みの強化

イノベーションの実現は成長の起爆剤であり、科学技術は「明日への投資」である。「第3期科学技術基本計画」（平成18年3月28日閣議決定）や「イノベーション創出総合戦略」（平成18年6月14日）を踏まえ、特に今後10年間の経済成長への貢献に最大限配慮しつつ、戦略的に施策を実施する。

世界トップレベルの研究拠点の整備やイノベーションを種から実へ育て上げる仕組みの強化を行う。特に、大学、公的機関、産業界、政府が連携し、研究から市場へ、市場から研究へと双方向で鋭い軸が通るような仕組み（「イノベーション・スーパーハイウェイ構想」）の構築を目指す。そのため、研究開発の成果を迅速に初期需要創出につなげるための環境整備（規制の見直し、公的部門における調達改善（新技術等の一層の活用）、特許・標準での優先的取組、官民の政策対話の場の設置等）及び関係府省、関係機関、産業界等の双方向の連携を強化する必要がある領域を対象として、2006年度以降、政策資源を集中的に投入する。

(2) 産学官連携による世界をリードする新産業群の創出

「新産業創造戦略」(平成16年5月)における燃料電池、ロボット、情報家電、環境産業等の戦略分野に加えて、新世代自動車向け電池、次世代環境航空機などの潜在的な新産業群の実現を目指す。これらの実現に向けて2006年度内にアクションプログラムの策定を行う。

また、地理情報システムの利用拡大、衛星測位の研究開発等により国土空間データ基盤(NSDI)を構築し、地理空間情報を高度に活用する社会の実現を図るとともに、宇宙の利用・産業化を積極的に推進する。

(3) 高度な部品・材料産業やモノ作り中小企業の強化

① 高度な部品・材料産業やモノ作り中小企業の強化

我が国の産業の強みである信頼関係に基づいた川上・川下の間の連携等を維持・強化していくことが重要である。

「技術戦略マップ」(平成17年3月)の活用等により、ユーザー企業との垂直連携による研究開発を推進することを通して、我が国経済発展の基盤である高品質、高性能な部品・材料産業群の強化を図る。

また、製造業の強みの源泉であるモノ作り中小企業の競争力の強化を図るため、「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」(「中小ものづくり高度化法」)等に基づき、基盤技術の高度化に関する将来ビジョンの提示など、川上・川下間の連携に対する支援を推進するとともに、中小企業における若年者の確保、人材育成に係る支援を推進する。

② 情報、資金等の環境整備を通じた中小企業の国際展開

アジア規模での効率的な生産ネットワークの追求など産業構造の高度化を図っていく。このため、汎用性分野を始めとする中小企業の国際展開に関して、進出先の情報提供体制の充実、資金面での支援、進出先における不公正取引是正のための政策対話、研修生受入制度の活用等を行う。

(4) 産業競争力を支える国際物流競争力の強化

アジア地域の経済一体化を踏まえ、企業の国際競争力強化の観点から、「総合物流施策大綱(2005-2009)」(平成17年11月15日閣議決定)に

基づき、ハード・ソフトの物流インフラを、官民がスピード感をもって戦略的・重点的に整備する（第5.2(2)後掲）。

あわせて、低公害車の普及・開発等、原油価格高騰の影響を受けにくい効率的な物流の実現に取り組む。

また、「アジアワイドのシームレスな物流圏」実現を目指し、国の枠を超えて、①アジア域内における電子タグの利用促進、②輸出入手続等の標準化・電子化、③広域物流ルートの整備等を、我が国がリードして進める。このため、官民挙げての「国際物流競争力パートナーシップ」を構築する（2006年内にロードマップを策定）とともに、関係国との連携を図りつつ、アジアワイドへの拡大を図る。

（5）農林水産業の国際競争力強化

① 「21世紀新農政2006」（平成18年4月4日）の推進

「21世紀新農政2006」に基づき、スピード感を持って改革を行うことにより、以下の目標の実現を目指す。

○ 国内農業の体質強化

意欲と能力のある担い手に限定した品目横断的な経営安定対策を2007年産から導入する。また、2010年度までの5年間で一般企業等の農業参入法人数を3倍増とする。担い手への農地の利用集積を推進し、2015年までに、効率的かつ安定的な農業経営が農地の7～8割を経営するようにする。

あわせて、生産基盤整備においても施策の重点化を進めるとともに、農地・農業用水等の資源や環境の保全・向上を図る対策を導入する。

また、農協の経済事業の改革とともに、物流コストの削減などにより食料供給コストを5年で2割縮減する。

2010年度には、農政改革の成果の包括的 point check を実施する。

○ 「攻めの農政」の視点に立った国際戦略

農林水産物・食品の輸出額を5年で2倍の6千億円（2009年）とする目標達成に向け、重点的に市場開拓を行うべき国や地域ごとの輸出戦略を策定し、日本食文化の海外普及、高品質等の評価を得ている戦略産品等の販売促進活動への支援、輸出阻害要因の是正等を総合的に推進する。

東アジアにおける我が国食品産業の活動規模を5年で3～5割増（2010年度）とする。

こうした攻めの農政を推進するため、国際競争力の強化や収益性の向上等に向けた知的財産権の積極的・戦略的な活用を推進し、植物新品種の登録出願件数を5年で5割増にすること等を目指す。

○ 「国内農業の体質強化」と「国際戦略」を支える重点分野

上記の「国内農業の体質強化」と「国際戦略」の取組をより実効あるものとするために、食の安全と消費者の信頼の確保・食育の推進を図るとともに、新たな技術等の力による新産業分野の開拓を図る。

② 林業・水産業の競争力強化

森林の整備・保全と林業・木材産業の再生を図るため、森林・林業基本計画を見直し、京都議定書の目標達成にも貢献する多様で健全な森林づくり、住宅メーカー等のニーズにこたえた低コスト・大ロット安定供給体制の確立、国産材の輸出の促進等を総合的に推進する。

また、水産業については、水産基本計画等を見直し、①排他的経済水域内の基礎生産力の向上や水産資源回復の取組の強化、②漁船等に関する規制の緩和や施策の集中による国際競争力のある経営体の育成、③流通の合理化・効率化や消費者ニーズへの的確な対応等を図ることにより、構造改革を進める。

(6) 観光立国の実現と交流人口の拡大

ビジット・ジャパン・キャンペーンの高度化や日中韓の観光協力の推進、青少年交流・姉妹都市交流の拡大等により、2010年に1,000万人の外国人旅行者を受け入れるとの目標を確実に達成する。なお、外国人旅行者の伸び率が現在の水準で推移すれば、2030年には外国人旅行者数が4,000万人に達する可能性がある。

そのためにも、国際競争力のある観光地づくりに取り組み、外国人旅行者等に優しい旅行環境の整備や景観法の活用等による良好な景観の形成を図る。顧客ニーズや地域の観光資源の特性を踏まえた新たな観光・集客ビジネスモデルの確立等を支援する。

また、観光産業は地域経済の活性化にも大きな効果を有する。観光・集客サービス産業の競争力向上と観光地づくりを担う人材の育成や観光統

計の整備を行うとともに、大都市圏拠点空港の機能強化、空港の利便性向上やアクセス改善、国際線・国内線の接続の改善、道路整備の計画的な推進等により、海外と国内観光地間の交通アクセス向上を図るなど、ソフト・ハードのインフラ整備に取り組む。

(7) 医薬品・医療機器産業の国際競争力の強化

がん等の生活習慣病や感染症等各種疾病対策の推進等国民の保健医療水準の向上に資する医薬品・医療機器産業について、関係府省・機関、企業等の双方向の連携の下、特に、基礎・基盤研究、臨床研究及び基礎研究から臨床研究への橋渡し研究を推進するとともに、臨床研究基盤の整備、治験環境の充実等の国民に医薬品・医療機器を迅速に届けるための環境整備を行う。また、後発医薬品の安定供給や情報提供の充実を図り、後発医薬品市場の育成を図る。

これらの実現に向けて、官民対話を積極的に行うとともに、2006年度中にアクションプログラムの策定を行う。

(8) 内需依存型産業・製品の国際展開支援

国内需要が中心であるファッション、日用品、超高速船舶等や、海外の基盤整備にも貢献する建設業、鉄道システムといった産業・製品について、その特徴、高い技術力・ノウハウ等の強みをいかした国際展開や輸出振興に向けた取組を支援する。

(9) 環境と経済の両立を実現する産業育成・事業展開の加速化

① 産業・ビジネスの環境効率性向上プラン

投資家が投資判断に企業の社会的取組を組み込むSRI（社会的責任投資）推進のための環境整備など、金融面からの環境配慮を進めるほか、サプライチェーンにおける環境配慮の促進、地方公共団体におけるグリーン購入の推進などを通じ、環境効率性の高い産業・ビジネスの成長力を強化するための基盤を整備する。

② 3R技術・システムによる資源生産性向上プラン

我が国の資源生産性（GDP／天然資源投入量）を2010年度までに約39万円／トンに向上させること等を目指し、先進的な3R技術の開発や3Rシステムの整備、循環型の地域づくり等を進めるとともに、資源生産性に関する指標や政策目標設定手法の国際統合化、循環資源の適正な輸出入のための国際的な取組の充実等により、3Rを国際的に推進し、資源のより効果的・効率的な利用による持続可能な産業発展を促進する。

③ バイオマスエネルギーの導入加速化

バイオマスエネルギーの原料となる国産農産物や廃棄物等の収集・輸送並びにこれらのバイオマスエネルギーへの転換及び転換後の利用を促進するための環境整備などを通じ、発電・熱利用や輸送部門でのバイオマスエネルギーの普及加速化に取り組む。また、今後、エネルギー需要が大幅に拡大することが見込まれるアジアにおいて、バイオマスエネルギーの導入拡大に向けた取組を進める。

(10) 優れた投資環境づくりによる対日直接投資の倍増

「対日直接投資加速プログラム」に基づき、2010年に対GDP比倍増となる5%程度の対日直接投資受入れを目指す。

2. アジア等海外のダイナミズムの取り込み

(1) 日本のイニシアチブによる東アジア経済統合の推進

① アジア諸国との経済連携協定（EPA）の早期締結等東アジア経済圏の構築に向けた経済連携の取組

「モデル協定」を活用するなど、交渉加速化に向けた改善策を講じつつ、アジア諸国との経済連携の取組を進める。今後1年程度は、「グローバル戦略」別添の工程表に沿って、スピード感を持って交渉を進める。こうしたアジア諸国を中心としたEPAへの取組により、遅くとも2010年には我が国全貿易額に占めるEPA締結国との貿易額の割合が25%以上になっていることが期待される。

さらに、「東アジアEPA」構想を含め、東アジア共同体の在り方について、我が国がとるべき外交・経済戦略上の観点から、政府内で十分議論

していく。この議論等を踏まえて、中長期的には、開かれた東アジア経済圏の構築を目指し、経済連携の取組を進める。

② 東アジアにおけるOECDのような国際的体制の構築に向けた取組

東アジアにおいて、OECDのような、統計整備や貿易、投資・金融市場、産業政策、エネルギー・環境等に関する政策提言・調整機能を持つ国際的体制の構築に向け、アジア太平洋地域にわたる協力も得ながら、積極的に取り組む。

③ 日本の経験や知恵をいかした東アジア共通の産業基盤の整備

東アジアワイドの経済活動を支える制度構築、産業人材育成、産業インフラ整備を日本の経験や知恵を最大限いかしつつ、重点化を図りながら、効果的・効率的に進める。

具体的には、中小企業診断士、産業技能検定、公害防止管理者や環境管理規格・手法など、日本で産業発展の基盤を果たした技術や制度をいわば「アジア標準」として展開する。また、日本企業の優れた技術・ノウハウを移転することにより、東アジアの成長を担う産業人材の育成を行う。さらに、産業発展に不可欠な電力や運輸・通信分野等のインフラ整備において、地域・国ごとの状況を踏まえ、官民パートナーシップを強化し、経済協力を活用しながら、製造や建設分野等における優れた技術・ノウハウを東アジア共通の基盤として普及させていく。

④ APECへの積極的な取組

2010年に我が国がAPECを主催することを踏まえつつ、アジア太平洋地域の貿易・投資の自由化・円滑化、経済・技術協力を通じた途上国・地域の能力構築、非伝統的安全保障等の幅広い分野における「開かれた地域協力」の推進等に積極的に取り組む。特に、「APECビジネス諮問委員会」等の産業界と連携を取りながら、投資の自由化・円滑化、知的財産権保護などビジネス活動の円滑化につながる分野での取組を強化する。

⑤ WTOドーハ・ラウンドへの積極的取組

WTOドーハ・ラウンドの2006年末までの妥結に向けて積極的に取り組

む。農業、非農産品市場アクセス、サービス、ルール、貿易円滑化等の主要分野における野心的かつバランスのとれた成果を目指す。また、2005年末に小泉総理が発表した「開発イニシアチブ」の一環として「一村一品」キャンペーン、人づくり等を通じ、途上国が貿易の自由化から十分に利益が得られるよう具体的な支援を展開し、開発ラウンドの成功に向けて努力する。

⑥ アジア等海外のダイナミズムをいかす経済協力の実施

アジアの経済成長に貢献してきた「日本型ODAモデル」の更なる展開を通じてアジア等海外における事業環境を整備し、貿易・投資の活性化を進めることにより、アジア等の経済的な活力を更に引き出すとともに、我が国の経済成長にいかしていく。

このためにも、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月21日閣議決定）で示された「ODAの戦略的拡充と改革」を徹底し、「今後5年間のODA事業量について100億ドルの積み増しを目指す」との国際公約を着実に実施する。このため、円借款を積極的に活用する。また、ODAを一層戦略的かつ効果的に推進するために、現地の実施体制の抜本的強化を図る。

同時に、ODAの効率化を図るため、例えば、無償資金協力や技術協力を中心に、少なくともこれまで公共事業について行われたような、包括的な事業コスト縮減目標（例えば2010年までに15%縮減）を援助の内容等に応じて設定し、コスト削減の工程表を策定し、PDCAサイクルにより進捗を確認する。

海外経済協力会議においては、「グローバル戦略」で示された点を踏まえ新たな基本方針を早急に審議し、策定する。

(2) アジア等との協働を促進し、グローバル化に対応する制度の整備

① グローバル化に対応する制度の整備

グローバル化に対応し、公正で活力ある経済社会にふさわしい制度の整備を行う。国際的な投資交流を促進するとともに、我が国企業の国際事業展開を支援し、競争力を強化するため、アジア等との租税条約ネットワークの充実や、各国の移転価格税制の透明性向上などに取り組む。

② 経済のグローバル化に対応した企業結合審査に関するガイドラインの見直し

「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」（平成16年5月31日）に関し、経済のグローバル化に伴う国際的な企業間競争の進展に対応し、企業の組織再編に当たっての予見可能性並びに手続の透明性及び迅速性を一層高める観点から、市場画定の在り方、独占禁止法上の問題が生じることがないと考えられる企業結合の範囲に関する基準、輸入圧力等の評価に関する基準等について、これまでの審査実績等を踏まえ、また、国際的整合性の確保にも留意しつつ見直しを行い、2006年度中に結論を得る。

③ 日本版C-TPATの導入等

包括的なセキュリティ強化と効率化の両立を確保する観点から、コンプライアンスの優れた事業者には、電子手続により、迅速に通関できる日本版C-TPATを導入する。

また、新設された「特定輸出申告制度」について利用を促進するため制度の見直しを行う。

(3) グローバル化に対応する多文化共生社会の構築

外国人の医療、子弟の教育、地域住民との摩擦など、現に生じている生活者としての外国人の問題について、2006年内に総合的な対応策をまとめる。その際、日本語教育の拡充、標識・各種表示等の外国語表記の拡大などについても検討する。

また、地域における多文化共生社会を構築するための指針として、「地域における多文化共生推進プラン」（平成18年3月27日）を踏まえ、2006年度内に少なくとも全都道府県・政令指定都市において、それぞれの指針・計画等を策定するよう推進を図る。

3. 資源・エネルギー政策の戦略的展開

(1) 世界最先端のエネルギー需給構造の実現

原油価格が高騰するなど、エネルギー価格体系の変化も見られる中、我が国の優れた技術力をいかし、化石エネルギー依存体質からの脱却など、

世界最先端のエネルギー需給構造の実現に取り組む。

① 省エネルギーフロントランナー計画

新たな省エネ技術に対するトップランナー基準のきめ細かな整備とトップランナーへの重点的な初期需要創出支援、住宅と設備の総合的な省エネ評価方法の開発、輸送部門における省エネ対策の普及・促進、複数事業者間連携による省エネ対策の推進など分野別対策の充実、省エネ投資の事業価値に関する評価手法の確立と普及、省エネに係る人材育成など、温室効果ガスの排出削減をめぐる内外の動向を踏まえつつ、2030年までに更に少なくとも30%、我が国のエネルギー消費効率が改善することを目指し、取組を進める。

② 運輸エネルギーの次世代化

燃費基準改定などを通じた自動車の燃費改善促進、バイオ由来燃料を始めとする新燃料の供給確保と流通環境の整備の加速化、自動車側におけるバイオエタノールが10%程度混合したガソリン等新燃料への対応の促進、電気自動車や燃料電池車など次世代クリーンエネルギー自動車に関する技術開発と普及促進などを通じ、現在ほぼ100%石油に依存している運輸エネルギーの石油依存度を、2030年までに80%程度とする環境を整備する。

③ 新エネルギーイノベーション計画

太陽光発電、風力発電、バイオマスなどの新エネルギーについて、それぞれの特性に応じた支援、関連モノ作り企業の参入促進やエネルギーベンチャー企業の支援などに取り組み、新エネルギー市場の拡大を強力的に推進する。また、超・燃焼、エネルギー貯蔵技術などエネルギー需給構造の抜本的改革を促す革新的なエネルギー高度利用を促進するとともに、次世代エネルギーパークなどを通じた国民の新エネルギーへの理解を促進する。

④ 原子力立国計画

エネルギー安全保障の確立と地球温暖化問題の解決を一体的に図るため、「原子力政策大綱」（平成17年10月11日）を踏まえつつ、原子力の

研究開発や利用を計画的かつ総合的に推進する。

具体的には、初期投資負担の平準化など電力自由化時代における原子力発電の新・増設などの実現に向けた投資環境の整備、原子力発電拡大と核不拡散の両立に向けた国際的な枠組みづくりへの積極的関与、次世代の技術開発や人材の維持・強化、放射性廃棄物対策の強化などを行い、より効果的な安全規制の導入・定着を図りつつ、既設炉が本格的代替期を迎えると予想される 2030 年前後も、原子力発電が発電電力量に占める比率を 30～40%程度以上とする。また、核燃料サイクルの着実な推進、高速増殖炉サイクルの早期実用化への円滑な移行を実現するとともに、核融合エネルギー技術の研究開発を推進する。

(2) 資源外交、環境・エネルギー協力等の総合的な強化

資源外交及び環境・エネルギー協力等の総合的な強化を通じ、エネルギー供給の大宗を占める石油・天然ガス等の安定供給確保と、世界のエネルギー市場の安定に貢献する。また、東アジアにおいて、包括的な環境・エネルギー協力を我が国が積極的にリードする。

① 総合資源確保戦略

中核的企業を始めとする我が国資源開発企業へのリスクマネーの供給、エネルギー以外の分野も含めた資源国との総合的な関係強化、資源確保指針の策定を通じた公的金融や経済協力との戦略的な連携の推進、非在来型資源の生産・利用技術などでの技術開発の推進、経済協力の重要なツールであるとの位置付けの下での先端科学技術分野における研究開発協力の推進などにより資源開発を戦略的かつ強力に推進し、我が国の石油の自主開発比率を 2030 年に 40%程度とすることを旨すとともに、石油・天然ガスの供給源の多様化を戦略的に推進する。

また、クリーンコール技術、残渣油の有効活用技術、CO₂回収・貯留技術の開発・普及などを通じ、化石エネルギーのより高度かつ環境にも配慮した活用を促進する。

なお、需給逼迫が進みつつあるウラン資源や、電子部品、自動車などの製造に不可欠となるレアメタル等の鉱物資源についても、資源開発に対する支援、代替材料の開発やリサイクルの促進など総合的な対策を推進する。

② アジア環境・エネルギー協力戦略

エネルギー需要が急増し、気候変動問題等への対応も遅れつつあるアジア諸国に対し、国別アクションプランの策定とそれに基づく省エネルギー制度構築のための人材支援などの省エネルギー協力、太陽光発電（ソーラー）等の普及やバイオ燃料の持続可能な開発・普及等の新エネルギー協力、石炭のクリーン利用の促進、アジアにおける効果的な備蓄スキームの構築、クール・ビズの実施の取組のアジアへの発信、アジア共同の環境危機情報システムの形成、3R技術・システムの展開、これらに係る人材の養成など、環境・エネルギー協力を展開する。

（3）エネルギーの供給途絶に備えた緊急時対応の充実

製品備蓄の導入を始めとする石油備蓄制度の見直し・機能強化、天然ガスに関する緊急時対応体制の整備、供給途絶時の緊急時対応マニュアルの総点検など、万が一、供給途絶に陥った場合の緊急時対応体制を充実・強化する。

（4）エネルギー技術戦略の策定、強いエネルギー産業の実現

以上の取組を効果的かつ戦略的に進めるため、官民連携して中長期的に取り組む必要のある技術開発をロードマップの形で提示し、研究から市場へ鋭い軸が通るような取組を促す。また、革新的技術の市場化や海外における資源権益の確保などを主導できるような強いエネルギー産業の実現に向け、それぞれの政策目的に合わせた支援や市場制度整備を進める。